

【記載例】

財産調査結果報告書（個人用）

【記載事項】
 「1-1 過去3年以内の手続の確認」(1頁目)から「7 その他の財産」及び「住居表示に関する説明書」(6頁目)まであります。文中の指示に従って、必要なものを記入・提出してください。
 ※不明な点は、別途、説明書面や裏付資料の提出(補正など)を求めることがあります。

【記載上の注意事項】
 1 該当する欄の□にレ点を付け、必要な事項を記入してください。
 2 欄が足りないときは、適宜の用紙(A4判)を追加してください(その場合には、該当する欄に「別紙のとおり」と記載してください)。

作成日(提出日ではない)、申立人(代理人)名及び押印、債務者の氏名を記入してください。

東京地方裁判所民事第21部 御中
 令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日
 申立人(□代理人) ○ ○ ○ ○ 印
 債務者 ○ ○ ○ ○ の財産を調査した結果(調査方法を含む)は、次のとおりです。
 したがって、私の知っている債務者の財産に対して強制執行を実施しても、請求債権の完全な弁済を得られません。

財産開示期日が実施されているか知らない場合は「いいえ」に☑してください。

1-1 過去3年以内の手続の確認	
過去3年以内に財産開示又は情報取得が実施されましたか。該当するものを選択し(□にレ点)を記入してください。	
<input type="checkbox"/>	はい →1-2へ
<input checked="" type="checkbox"/>	いいえ →2ページ以下に進みすべて記入してください。

アに該当する場合は、疎明資料として、疎明資料一覧のうち「A 財産開示期日が実施されたことの証明書」を提出する場合には、アに☑し、「※疎明資料として A を提出する」と記載してください。

		提出する疎明資料 (右記一覧の番号)	疎明資料一覧
1-2 過去3年以内の財産開示または情報取得の結果			
次のア、イ、ウ、エのうちから該当するものを選択し(□にレ点)、必要事項を記入してください。			【過去の手続関係】
ア	<input checked="" type="checkbox"/> 財産開示手続が行われたが、債務者が期日に出頭せず、財産が判明しなかった。 ※疎明資料として A を提出する。→1-3へ [疎明資料一覧からアルファベットを選択]	A(B1+B2も可)	A 財産開示期日が実施されたことの証明書 B1 財産開示期日調書(写し)
イ	<input type="checkbox"/> 財産開示手続が行われ、債務者が期日に出頭したが、十分な財産は判明しなかった。 ※疎明資料として _____ を提出する。→1-3へ [疎明資料一覧からアルファベットを選択]	B1	B2 財産開示手続実施決定(写し) B3 情報提供命令(写し)
ウ	<input type="checkbox"/> 情報取得手続が行われ、その中で、2ページ以下を記入した財産調査結果報告書を提出した。 ※疎明資料として _____ を提出する。→1-3へ [疎明資料一覧からアルファベットを選択]	B3+B4+B5	B4 全ての情報提供書(写し) B5 情報取得手続時に提出した財産調査結果報告書(写し)
エ	<input type="checkbox"/> ア、イ、ウのいずれにも該当しない。 ※疎明資料として _____ を提出する。 [疎明資料一覧からアルファベットを選択] →2ページ以下に進みすべて記入してください。	B3+B4+B5 ※B5は提出した場合のみ	
1-3 その後の事情			
以下に該当する場合は、□にレ点を記入してください。			
<input checked="" type="checkbox"/>	上記財産開示・情報取得後、債務者は転居していません。		
<input checked="" type="checkbox"/>	上記財産開示・情報取得後、債務者の新たな財産は判明していません。		
上記のうちいずれかに該当しないものがある場合 →2ページ以下に進みすべて記入してください。			
上記両方に該当した場合 →記入は終了です。 ※ただし、追加資料が必要になる場合があります。			

該当する事項に☑してください。

【記載例】

【注意】前の頁で、1-3の両方に該当した方はこの頁以降の記載は不要です。

アに該当する場合で、疎明資料一覧のうち「C 不動産登記事項証明書」を提出する場合には、アに☑し、「※疎明資料として C を提出する」と記載してください。

以下の項目の回答方法も同様に、該当項目に☑をして疎明資料一覧の符号(G, Hなど)を記載してください。

6か月以内の転居がないか、申立前に住民票等の公文書で必ず確認してください。

ウに該当する場合、ウに☑し、理由を具体的に記載してください。

	提出する疎明資料 (右記一覧の番号)	疎明資料一覧
<p>2 債務者の住所地の不動産</p> <p>次のア、イのうちから該当するものを選択し(□にレ点), 必要事項を記入してください。</p>		<p>【所有権確認関係】</p> <p>C 不動産登記事項証明書(3か月以内のもの)</p> <p>D 住居表示に関する説明書(末尾に書式あり)</p> <p>E 賃貸借契約書(写し)</p> <p>F その他、債務者の所有不動産ではないことを疎明する文書</p>
<p>ア ☑ 債務者住所地の不動産(☑土地・☑建物)は、債務者の所有ではない。</p> <p>※疎明資料として C, D を提出する。 【疎明資料一覧からアルファベットを選択】</p>	<p>C(原本)及びD(ただし、住居表示が異なる場合のみ) 【Cが取得できないときは、EかFのいずれか】</p>	
<p>イ □ 債務者住所地の不動産(□土地・□建物)は、債務者の所有であるが、この不動産では完全な弁済を得られない。</p> <p>評価額 _____ 円</p> <p>被担保債権額 _____ 円</p> <p>※疎明資料として _____ を提出する。 【疎明資料一覧からアルファベットを選択】</p>	<p>C(原本)及びD(ただし、住居表示が異なる場合のみ)</p> <p>G~Iのいずれか</p>	<p>【評価額確認関係】</p> <p>G 不動産業者の評価書・査定書(1年以内のもの)</p> <p>H 固定資産評価証明書・公課証明書</p>
<p>3 その他の場所の不動産</p> <p>次のア、イ、ウのうちから該当するものを選択し(□にレ点), 必要事項を記入してください。 【※6か月以内の転居がある場合は、ア又はイを選択したうえ、旧住所について必ず記載してください。】</p>		<p>その他、債務者所有の不動産に競売手続をしても無剰余(※)であることを疎明する文書(※強制執行をしても申立人に配当金が回らない見込みのこと)</p>
<p>ア □ 次の(□土地・□建物)を調査した結果、債務者の所有でないことが判明した。</p> <p>調査した住所() この場所は債務者の(□旧住所・□事業所、店舗・□)である。</p> <p>※疎明資料として _____ を提出する。 【疎明資料一覧からアルファベットを選択】</p>	<p>C(写し可)及びD(ただし、住居表示が異なる場合のみ)</p>	
<p>イ □ 次の(□土地・□建物)を調査した結果、債務者の所有であることが判明したが、この不動産では完全な弁済を得られない。</p> <p>調査した住所() この場所は債務者の(□旧住所・□事業所、店舗・□)である。</p> <p>評価額 _____ 円</p> <p>被担保債権額 _____ 円</p> <p>※疎明資料として _____ を提出する。 【疎明資料一覧からアルファベットを選択】</p>	<p>G~Iのいずれか</p>	
<p>ウ ☑ 次の理由により調査が困難である。</p> <p>(理由記入欄)</p> <p>記載例1: 債務者と婚姻中に居住していた旧住所は賃貸マンションである。また、令和〇年〇月〇日に、債務者に電話をかけて所有する不動産について聞こうとしたが、教えることは何もないと言われ、一方的に電話を切られた。</p> <p>記載例2: この申立てに先立ち、共通の知人である××に問い合わせたところ、債務者が不動産を相続したという話を聞いたが、××も、その不動産が〇〇県にあるという以上の情報は知らなかった。</p> <p>記載例3: 債務者とは、本件交通事故の相手方というだけの関係であり、住所地以外の情報を知るすべがない。</p>		

【記載例】

	提出する疎明資料 (右記一覧の番号)	疎明資料一覧
<p>4 債務者の給与(報酬・賃金等) 次のア、イ、ウのうちから一つを選択し(□にレ点), 必要事項を記入してください。</p>		<p>【給与(報酬・賃金等)関係】</p>
<p>ア □ 債務者の給与(報酬・賃金等)は次のとおりである。</p> <p>就業場所(所在地)→</p> <p>雇用者(会社名)→</p> <p>給与形態→ 年・月・週・日・不明 [※年収なら「年」に○を付すなど、該当するものに○を付してください。]</p> <p>約 円・不明 [※知っている金額を記載してください。不明の場合は「不明」に○を付してください。]</p> <p>※疎明資料として _____ を提出する。 [疎明資料一覧からアルファベットを選択]</p>	→ J~Mのいずれか	<p>J 給与の債権差押命令正本(写し), 第三債務者からの陳述書(写し)</p> <p>K 債権配当事件の直近の配当表(写し)</p> <p>L 弁護士法照会による勤務先等からの回答書(写し)</p> <p>M 債務者の勤務先等に関する調査報告書その他の疎明資料</p>
<p>イ □ 次の調査を行ったが、在職していなかった。</p> <p>※疎明資料として _____ を提出する。 [疎明資料一覧からアルファベットを選択]</p> <p>(調査方法記入欄)</p> <p>記載例: 婚姻中の債務者の勤務先に電話連絡したところ、令和○年○月頃にやめていた。その後は債務者とは連絡が取れない。</p>	→ J, L, Mのいずれか	
<p>ウ ☑ 次の理由により調査が困難である。</p> <p>(理由記入欄)</p> <p>記載例1: 債務者とは、本件交通事故の相手方というだけの関係であり、住所地に連絡しても何も応答がなく、勤務先を知るすべがない。</p> <p>記載例2: 債務者は取引当時は学生であり、当時の連絡先も変更されており、その後就職しているかを調べるできない。</p>		

ウに該当する場合、ウに☑し、理由を具体的に記載してください。

【記載例】

	提出する疎明資料 (右記一覧の番号)	疎明資料一覧
<p>5 債務者の預貯金</p> <p>次のア、イ、ウのうちから一つを選択し(□にレ点), 必要事項を記入してください。</p>		
<p>ア □ 債務者の預貯金は次のとおりである。 [※欄が足りないときは適宜追加してください。]</p> <p>銀行・信用金庫 支店 (年 月 日現在の残高 円)</p> <p>銀行・信用金庫 支店 (年 月 日現在の残高 円)</p> <p>銀行・信用金庫 支店 (年 月 日現在の残高 円)</p> <p>※疎明資料として _____ を提出する。 [疎明資料一覧からアルファベットを選択]</p>	<p>N~Qのいずれか</p>	<p>【預貯金関係】</p> <p>N 預貯金の債権差押命令正本(写し), 第三債務者からの陳述書(写し)</p> <p>O 債権配当事件の直近の配当表(写し)</p> <p>P 弁護士法照会による金融機関からの回答書(写し)</p> <p>Q 債務者の預貯金に関する調査報告書その他の疎明資料</p>
<p>イ □ 次の調査を行ったが, 預貯金がなかった。</p> <p>※疎明資料として _____ を提出する。 [疎明資料一覧からアルファベットを選択]</p> <p>(調査方法記入欄)</p> <p>記載例: 婚姻中に債務者が使っていた預貯金口座は離婚時に解約しており, その後に開設した口座は, 何度連絡しても教えてくれない。</p>		
<p>ウ <input checked="" type="checkbox"/> 次の理由により調査が困難である。</p> <p>(理由記入欄)</p> <p>記載例1: 債務者とは, 本件交通事故の相手方というだけの関係であり, 取引銀行を知るべきがない。債務者との支払交渉や和解協議でも, 預貯金口座に関する情報は得られなかった。</p> <p>記載例2: 婚姻当時の債務者名義の預貯金口座はまだあるようだが, 債務者が通帳を管理しており, 残額を教えてくれなかった。</p> <p>記載例3: 債務者との取引は現金授受だったので, 債務者の預貯金口座は把握していない。債務者との支払の交渉や和解協議でも, 預貯金口座に関する情報は得られなかった。</p>		

ウに該当する場合, ウに, 理由を具体的に記載してください。

疎明資料として提出した「不動産登記事項証明書」の表示と住居表示が異なる場合に作成してください。
次の1～3のうち、該当する項目の□にレ点を入れて、同欄に必要事項を記載してください。
物件ごとに1通作成してください。

【記載例】

住居表示に関する説明書

債務者 ○ ○ ○ ○ の【住所在地・旧住所・事業所、店舗・]について

<input checked="" type="checkbox"/> 1	<p>債務者の住所が、住居表示では、 「東京都 ○○区○○ 2-26-14 マンション101」となっております、 <input checked="" type="checkbox"/>東京法務局 <input type="checkbox"/> 地方法務局 <input type="checkbox"/> 支局・出張所において、 前記住所地の不動産登記事項証明書の交付申請をするべく問い合わせたところ、登記表示の住所では、以下に該当するとの回答があり、以下の所在地の不動産登記事項証明書の交付を受けました。 土地「地番：東京都○○区○○二丁目95番15」 建物「所在：東京都○○区○○二丁目95番地15、家屋番号：○○二丁目95番15の101」</p>
<input type="checkbox"/> 2	<p>別添のブルーマップ(<input type="checkbox"/> 住宅地図)の該当ページによると、 住居表示の住所が赤色でマーキングした部分であり、 登記表示の住所が青色でマーキングした部分になります。</p>
<input type="checkbox"/> 3	<p>以下の方法で、住居表示の「東京都 <input type="checkbox"/>」は、 登記表示の「東京都 <input type="checkbox"/>」に 該当することを確認しました。 </p>

東京都内など、
住居表示と不動産登記簿上の所在地の表示が異なる場合があります。

異なる場合は、
該当項目にし、
住居表示と不動産登記簿上の所在地を正確に記載してください。